

耐震改修促進法第9条に基づく耐震診断の結果の公表について

耐震改修促進法に基づく耐震診断結果について取りまとめが完了しましたので、以下のとおり公表いたします。

■庁舎

| No. | 建築物の名称 | 建築物の位置 | 建築物の用途 | 耐震診断の方法の名称 附表による | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果 | | 耐震改修等の状況・予定 | | 備考 (該当条項) |
|-----|--------------------|-----------------|--------|--|----------------------------|------|------------------------------|--|--------------|
| | | | | | 最小値 | 内容 | 実施・完了時期 | | |
| 1 | 日田市前津江振興局 | 日田市前津江町大野2189-1 | 庁舎 | A : 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」 に定める「第2次診断法」 | — | 建替 | 令和2年 建替済み | 法第7条第1項 災害時の用途:災害対策本部(支部対策班) | |
| 2 | 日田市中津江振興局 (旧庁舎) | 日田市中津江村柝野353 | 庁舎 | A : 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」 に定める「第2次診断法」 | — | 移転済み | 平成27年8月 移転済み (令和2年 除却済み) | 法第7条第1項 災害時の用途:なし 移転先:昭和61年建築 | |
| 3 | 日田市中心振興局 (旧庁舎) | 日田市中心町西大山3545-1 | 庁舎 | B : 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(1990年版)」 に定める「第2次診断法」 | — | 移転済み | 平成28年7月 移転済み (平成29年 除却済み) | 法第7条第1項 災害時の用途:なし 移転先:平成22年耐震診断済み ($I_s/I_{so}=1.33$, $C_{Tu} \cdot S_D=0.67$) | |

■百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

| No. | 建築物の名称 | 建築物の位置 | 建築物の用途 | 耐震診断の方法の名称 附表による | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果 | | 耐震改修等の状況・予定 | | 備考 |
|-----|----------------------|--------------------------|------------|--|----------------------------|----|-------------|--------|----|
| | | | | | 最小値 | 内容 | 実施・完了時期 | | |
| 1 | 株式会社マルシヨク サンリブ日田店 | 日田市元町108、109、110、111、112 | 物品販売業を営む店舗 | A : 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」 に定める「第2次診断法」 | — | 除却 | 平成30年 除却済み | 法附則第3条 | |

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

(※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

| | 耐震診断の方法の名称 | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 | | | 指標の判断基準 |
|---|--|--|---------|--|--|
| | | I | II | III | |
| A | 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」 に定める「第2次診断法」 | $I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{Tu} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$ | 左右以外の場合 | $1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{Tu} \cdot S_D$ | I : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い II : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある III : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い |
| B | 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(1990年版)」 に定める「第2次診断法」 | $I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{T} \cdot S_D < 0.15$ | 左右以外の場合 | $1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \leq C_{T} \cdot S_D \leq 1.25$ | I : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い II : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある III : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い |
| C | 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2009年版)」 に定める「第2次診断法」 | $I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{Tu} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$ | 左右以外の場合 | $1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{Tu} \cdot S_D$ | I : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い II : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある III : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い |

法附則第3条 要緊急安全確認大規模建築物 : 病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校・保育所等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの

法第7条第1項 要安全確認計画記載建築物 : 県が指定する庁舎・避難所等の防災拠点建築物